

藤岡市教育委員会告示第4号

藤岡市特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のように定める。

平成28年9月27日

藤岡市教育委員会教育長 田中 政文

藤岡市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給し、保護者の経済的な負担を軽減するとともに、児童生徒の就学を奨励することを目的とする。

(支給対象経費)

第2条 支給対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (5) 学用品・通学用品購入費
- (6) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

(支給額)

第3条 就学奨励費の支給額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文科大臣裁定）に準じた額とする。

(支給対象者)

第4条 就学奨励費の支給を受けることのできる者は、本市に住所を有し、本市が設置した小学校又は中学校に在籍し、施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者とする。ただし、次に掲げる者は除くものとする。

- (1) 藤岡市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年教育委員会告示第4号）に基づく就学援助を受けている者
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定に基づき文部科学大臣が定める保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（以下「算定要領」という。）により算定した世

帯の収入額が、算定要領により測定した世帯の需要額の2.5倍以上となる者

(申請手続等)

第5条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、藤岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する日までに、次に掲げる書類を児童生徒の在籍する学校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(2) 保護者の属する世帯の前年の収入を証明する書類

2 保護者が保護者の属する世帯の前年の収入額について教育委員会が調査することを承諾する書面を提出した場合は、前項第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

3 保護者は、就学奨励費の受給を希望しないときは、その旨を記載した届出書を教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査して認定の可否を決定し、その結果を保護者及び校長に通知するものとする。

(期間)

第7条 就学奨励費の支給を受けることができる期間は、教育委員会が認定した日の属する月から当該年度の3月までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給方法)

第8条 就学奨励費は、就学奨励費の受領及び請求について保護者から委任を受けた校長に対して支給するものとする。

(認定の取消し等)

第9条 対象児童生徒が年度の中途において、転学、死亡若しくは保護者の生活状況が改善され、就学奨励費を必要としなくなったときは、校長は、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告を受けたとき、又は保護者が虚偽の申請により就学奨励費を受けたと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(返還)

第10条 教育委員会は、前条第2項の規定により認定を取り消したときは、就学奨励費の一部又は全部を返還させることができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。